

総理指示（令和5年1月6日）

○こども政策の強化について、検討を加速するため、本年4月のこども家庭庁の発足を待たず、小倉大臣の下で、一昨日の伊勢の会見で示した3つの基本的方向性に沿って検討を進め、3月末を目途に、具体的なたたき台をとりまとめていただきたい。

（参考）対策の基本的な方向性

- 1) 児童手当を中心に経済的支援を強化すること。
- 2) 学童保育や病児保育を含め、幼児教育や保育サービスの量・質両面からの強化を進めるとともに、伴走型支援、産後ケア、一時預かりなど、全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充を進めること。
- 3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実を図ること。女性の就労は確実に増加した。しかし、女性の正規雇用におけるL字カーブは是正されておらず、その修正が不可欠である。その際、育児休業制度の強化も検討すること。

○検討に当たっては、小倉大臣の下に関係省庁と連携した体制を組むとともに、学識経験者、子育て当事者、若者をはじめとする有識者から、広く意見を聞き、大胆に検討を進めてもらいたい。節目節目で、自分も直接、話を聞く。よく相談していきたい。

○小倉大臣によるたたき台の内容を踏まえ、4月以降、自分（総理）の下で更に検討を深めるとともに、こども家庭庁においてこども政策を体系的にとりまとめつつ、6月の骨太方針までに将来的な子ども予算倍増に向けた大枠を提示する。

こども政策の強化に関する関係府省会議の開催について①(令和5年1月19日)

1. 趣旨

こども政策については、こども家庭庁創設後、こども基本法(令和4年法律第77号)に基づくこども大綱を令和5年秋頃を目途に閣議決定し政府を挙げて総合的に推進することとしているところ、それに先立ち、令和5年度の「経済財政運営と改革の基本方針」において将来的なこども予算倍増に向けた大枠を示すこととしている。このため、「全世代型社会保障の構築に向けた取組について」(令和4年12月16日全世代型社会保障構築本部決定)や「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論も踏まえつつ、「未来への投資」であるこども政策の強化に向けて、目指すべき姿と当面加速化して進めるべき事項について集中的に検討するため、こども政策担当大臣の下、関係府省から成る、こども政策の強化に関する関係府省会議(以下「会議」という。)を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 児童手当を中心とした経済的支援の強化
- (2) 幼児教育・保育サービスの強化及び全ての子育て家庭を対象としたサービスの拡充
 - ・学童保育や病児保育を含め、量・質両面からの強化
 - ・伴走型支援、産後ケア、一時預かりなどのサービスの拡充 等
- (3) 働き方改革の推進とそれを支える制度の充実
 - ・育児休業制度の強化 等

こども政策の強化に関する関係府省会議の開催について②

こども政策の強化に関する関係府省会議 構成員

座長 こども政策担当大臣
座長代理 内閣官房こども家庭庁設立準備室長
構成員 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長
 内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局長
 内閣府政策統括官(経済社会システム担当)
 内閣府政策統括官(政策調整担当)
 内閣府男女共同参画局長
 内閣府子ども・子育て本部統括官(併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長)
 総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当)
 財務省主計局次長
 文部科学省総合教育政策局長
 文部科学省初等中等教育局長(併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長)
 文部科学省高等教育局長
 厚生労働省職業安定局長
 厚生労働省雇用環境・均等局長
 厚生労働省子ども家庭局長(併任 内閣官房こども家庭庁設立準備室次長)
 厚生労働省政策統括官(総合政策担当)
 国土交通省住宅局長

○ 座長代理は、座長を補佐し、座長不在の時は、その職務を代理する